

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

「やめる」ことから始める働き方改革事例

最近よく耳にする『働き方改革』について、実施している企業のうち、「長時間労働の是正」に取り組む企業が86%、「業務の見直し」に取り組む企業が62%と過半数を占めています(デロイトーマツコンサルティング合同会社「働き方改革の実態調査2017~Future of Workを見据えて~」より、実施施策)。

今回は何かを「やめる」ことで、長時間労働の是正と業務の見直し(業務改善)を実現したケースについて項目別に紹介していきたいと思ます。



不必要な業務を「やめる」

〈事例〉作成に時間がかかる、効率的ではないといった理由から、社内での**パワーポイントによるプレゼンをやめる**。
 〈事例〉大量のFAX送信等の**単純作業をロボットの導入**により、ほぼ完全自動化することで、月に174時間かけて行っていた業務を0分で完了することに成功。

時間のかかるコミュニケーションを「やめる」

〈事例〉**ビジネス版「LINE」の導入**により、30時間の残業時間の削減に成功。
 〈事例〉会議室での会議については、開始時間待ちや、座って話すためキリが良い時間までゆったりしてしまうなどを考慮し、執務スペースに**プチミーティングスペース**を設けた。

時間外労働を前向きに「やめる」

〈事例〉10枚の残業チケットを配布し、6枚使用すごに福利厚生システムで使えるポイントをマイナスするペナルティを設けるなどして、残業時間の削減に努めた。
 〈事例〉前年よりも残業を20%削減、有給休暇20日の完全取得を達成した社員に、本来残業代として支払うお金を返還するスマートワーク・チャレンジ20で時間外労働をやめた。

【日本の人事部より】

マイナンバーの利用で変わる実務は?

社会保険の手続きにおいて、マイナンバーの運用が始まり、平成30年3月以降、届書レイアウトの変更や記入個所の省略可能箇所があります。従業員にマイナンバーを記入いただく際の留意点と合わせて、今からご準備されることをお勧めします。

マイナンバーを記入することで

- 社会保険の資格取得届: **基礎年金番号、被保険者住所※の記入が不要**となります。
 - 住所変更届・氏名変更届: 個人番号と基礎年金番号が紐付いている方は、届出を省略できます。
- ※住基ネットから年金機構が住民票上の住所を取得することが可能となるため。

マイナンバーを記入いただく際の留意点

〈利用目的の明示〉個人情報保護法の規定に基づき、利用目的(年金関係事務において利用すること)をご本人に通知または公表しなければなりません。

〈本人確認措置〉正しい番号であることの番号確認及び提出者が正しい持ち主であることの身元(実存)確認が必要です。

- 個人番号カードを持っている場合**
⇒番号確認と身元確認が1枚で可能です。

- 個人番号カードを持っていない場合**
⇒通知カード **or** 住民票(マイナンバー付き)等 **+** 運転免許証 **or** パスポート等が必要です。



**1人に1つ。
マイナンバー**



【日本年金機構より】